



暴力団の現状と対策

【令和4年版】
資料
組織犯罪対策課

暴力団追放



全国勢力

【R3.12.31現在】

団体名称	構成員	準構成員等	合計	構成率
六代目山口組	4,000	4,500	8,500	35.3%
神戸山口組	510	540	1,000	4.1%
絆会	90	140	230	1.0%
住吉会	2,500	1,500	4,000	16.6%
稲川会	1,900	1,200	3,100	12.9%
全暴力団	12,300	11,900	24,100	

県内勢力

【R3.12.31現在】

団体名称	組織数	構成員	準構成員等	合計	構成率
六代目山口組	19	140	200	340	80.9%
神戸山口組	0	5	10	10	3.1%
絆会	3	10	20	20	5.4%
住吉会	1	5	5	5	0.7%
稲川会	2	10	10	30	5.9%
全暴力団	29	180	250	430	

注) 数値は概数のため、各項目の和は必ずしも一致しない。

○ 全国の特徴: 六代目山口組、神戸山口組、絆会、住吉会及び稲川会の総数に占める割合は約7割で、寡占化状態が継続している。

○ 県内の特徴: 六代目山口組の占有率が8割を超え、寡占化が進んでいる。

暴力団壊滅のための総合対策推進状況

【暴力団等の壊滅・弱体化に向けた総合対策の推進】

- 1 暴対法・暴力団排除条例の効果的な運用と、暴力団組織に打撃を与える中枢幹部、特殊詐欺等資金獲得犯罪に対する取締りの強化
- 2 対立抗争等暴力団犯罪からの県民の安全確保及び被害者等に対する保護対策の徹底
- 3 準暴力団に対する部門の垣根を超えた実態解明の徹底と取締りの強化

〈県内の検挙状況等〉

	H29	H30	R1	R2	R3
検挙人員	164	147	162	161	156
内 訳	殺人	0	0	1	0
	恐喝	8	3	8	7
	覚せい剤	30	27	22	36
	傷害	29	39	32	39
	窃盗	28	22	34	15
	詐欺	20	8	18	14
	その他	49	48	48	49
暴対法に基づく行政命令	3	10	3	4	2

〈令和3年中の主な検挙事件及び行政命令〉

- 六代目山口組傘下組織幹部等による傷害事件(2月)
- 神戸山口組傘下組織幹部による傷害事件(7月)
- 六代目山口組傘下組織組員による不当贈与要求行為(7月)
- 六代目山口組傘下組織幹部による不当贈与要求行為(12月)

〈暴力団排除活動状況〉

- 飯田お練りまつり(令和4年3月)、善光寺前立本尊御開帳(同4月、5月)、式年造営御柱大祭(同4月、5月)などの大規模祭礼からの暴力団排除を推進中

〈保護対策推進状況〉

- 長野県警察保護対策実施要綱に基づき、暴力団被害者等に対する保護対策を推進中

暴力団による最近の資金獲得活動～電話でお金詐欺(特殊詐欺)への進出

- 近年、暴力団は資金を獲得する手段の一つとして、組織的に電話でお金詐欺(特殊詐欺)を敢行

	【全国数値】					【県内数値】				
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
検挙人員全体	2,448	2,837	2,861	2,621	2,374	40	21	19	43	49
うち暴力団構成員等	618	655	521	402	323	14	3	10	11	12
暴力団構成員の占有率	25.2%	23.1%	18.2%	15.3%	13.6%	35.0%	14.3%	52.6%	25.6%	24.5%



電話でお金詐欺(特殊詐欺)の被害にあわないための「4ない」

- 非通知や知らない電話番号からは「電話に出ない!」
- 現金やキャッシュカードを要求されても絶対「渡さない!」
- 現金や電子マネーを要求されても「払わない!」
- 県民総ぐるみで、お互いに声をかけ合い「振り込ませない!」

電話でお金詐欺(特殊詐欺)被害防止は、暴力団に対する重要な資金源対策でもあります。

★★暴力団からの資金剥奪★★ ～指定暴力団代表者の使用者責任～

指定暴力団住吉会傘下組織の組員が起こした特殊詐欺事件に関し、被害者が暴対法第31条の2で定められた指定暴力団代表者の使用者責任を追及、裁判において使用者責任が認められ、住吉会総裁等の代表者が被害者に対して、合計1210万円の支払いが命じられました。(東京高裁、R3.1.29)